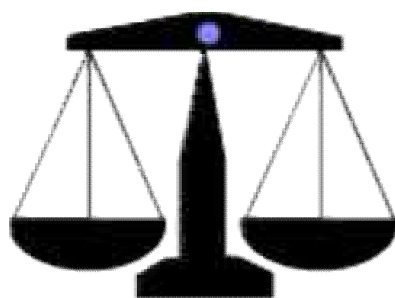


平成30年（2018年）度

# 計量行政年報



母なる湖・琵琶湖。  
——あずかっているのは、滋賀県です。



滋賀県計量検定所

# 目次

## 第1 総説

1 沿革	1
2 所在地および土地・建物	1
3 組織および職員	2
4 歳入・歳出状況	3
5 検定検査用具類	4

## 第2 業務概要

1 計量関係事業の届出、登録、指定	
(1) 特定計量器の製造・修理・販売事業の届出	6
(2) 計量証明事業の登録	7
(3) 計量士の登録	7
(4) 適正計量管理事業所の指定	8
(5) 指定製造事業者の指定	8
(6) 特殊容器製造事業者の指定	8
(7) 計量関係事業の届出、登録、指定の状況	8
2 検定業務	
(1) 検定の概要	9
(2) タクシーメーターの装置検査	10
(3) 質量計	11
(4) 体積計	11
(5) 圧力計	12
(6) 温度計	12
3 基準器検査	13
4 定期検査等	
(1) 特定計量器定期検査	14
(2) 定期検査に代わる計量士による検査	14
(3) 計量証明検査	16
5 立入検査等	
(1) 計量関係事業者等立入検査	17
(2) 特定計量器立入検査	17
(3) 商品量目立入検査	18
6 計量思想の普及啓発	
(1) 計量記念日事業	20
(2) 消費者に対する普及啓発	20
(3) 計量教室	20
7 計量関係機関等	
(1) 計量特定市（大津市）	21
(2) 一般社団法人滋賀県計量協会	21

# 第 1 総 説

## 1 沿革

明治26年	1月	県庁舎内に滋賀県常置度量衡検定所設置
明治33年	8月	彦根市にも常置検定所設置（明治40年5月廃止）
昭和27年	3月	滋賀県計量検定所と改称
昭和30年	9月	本庁経済部商工観光課に計量係を設置し、計量指導にあたる
昭和34年	10月	所内に庶務係と業務係を設置し、計量業務の充実をはかる
昭和41年	1月	県庁第二別館を改築し、その一部に移転
平成7年	5月	草津市の独立庁舎に移転し現在に至る
平成8年	4月	庶務係・業務係の係制が廃止される

## 2 所在地および土地・建物

所在地	〒525-0022	草津市川原町149番1
電話	077-563-3145	
FAX	077-563-3393	

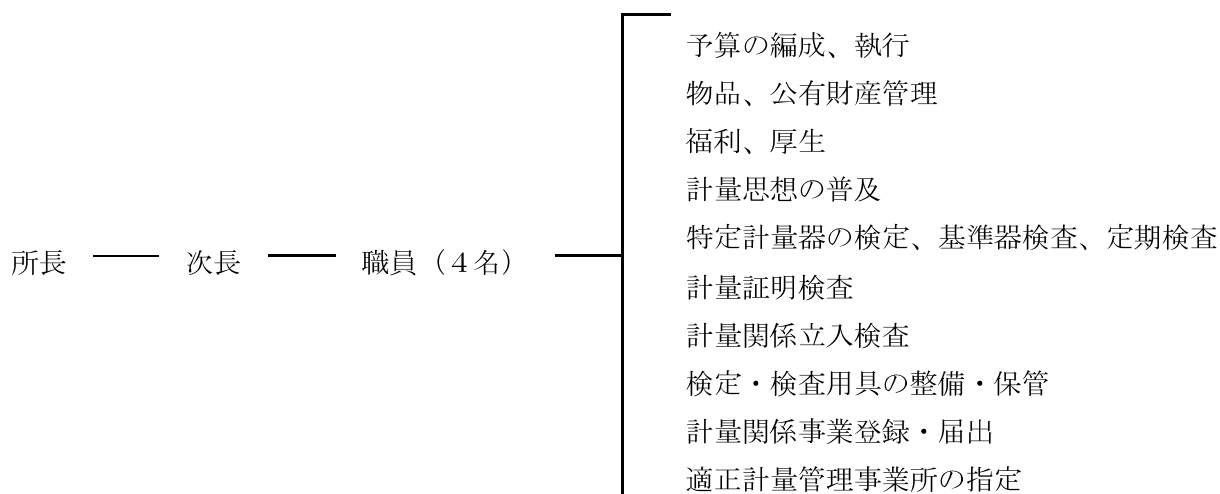
土地面積 7,043.76 m<sup>2</sup>

建物面積 1,393.22 m<sup>2</sup>

◎ 本館棟	835.97 m <sup>2</sup>	
1 F (主要施設)		
	計量検定所事務室	100.19 m <sup>2</sup>
	圧力計検定・検査室	41.20 m <sup>2</sup>
	温度計検定・検査室	13.90 m <sup>2</sup>
	基準天秤室	22.60 m <sup>2</sup>
	小型質量計検定・検査室	44.70 m <sup>2</sup>
	展示ホール	82.50 m <sup>2</sup>
2 F (主要施設)		
	計量協会事務室	28.45 m <sup>2</sup>
	会議室	140.60 m <sup>2</sup>
	相談室	16.80 m <sup>2</sup>
	文書庫	31.00 m <sup>2</sup>
(その他)	倉庫、化粧室、廊下等	322.27 m <sup>2</sup>
◎ 検査棟	494.66 m <sup>2</sup>	
(主要施設)		
	装置検査場	200.70 m <sup>2</sup>
	大型質量計検査室	174.30 m <sup>2</sup>
	基準分銅検査室	20.55 m <sup>2</sup>
(その他)	化粧室、搬入口等	99.11 m <sup>2</sup>
◎ その他	62.59 m <sup>2</sup>	
	渡り廊下	38.75 m <sup>2</sup>
	自転車置場	14.52 m <sup>2</sup>
	ごみ置場	9.32 m <sup>2</sup>

### 3 組織および職員

当所は、県商工観光労働部に属しており、その組織と職員の配置状況は次のとおりである。



職員の配置状況

(平成31年4月1日現在)

	事務職員	技術職員	計
所長	0	1 (0)	1 (0)
次長	1 (0)	0	1 (0)
副主幹	0	2 (2)	2 (2)
主任主事	1 (1)	0	1 (1)
主事	1 (0)	0	1 (0)
計	3 (1)	3 (2)	6 (3)

(注) ( ) 内は、計量教習の修了者

#### 4 歳入・歳出状況

1. 歳入 ① (款) 使用料及び手数料 (項) 手数料 (目) 商工観光労働手数料  
 ② (款) 使用料及び手数料 (項) 使用料 (目) 商工観光労働使用料

(単位：円)

区 分	平成30年度決算額	令和元年度予算額
① (節) 計量検定検査登録	9,464,885	7,763,000
※ (内訳) 検定 (装置検査含む)	( 3,757,265)	( 3,468,000)
基準器検査	( 1,109,280)	( 999,000)
計量証明検査	( 4,015,100)	( 2,726,000)
登録・指定・閲覧等	( 251,990)	( 200,000)
検定検査費用弁償	( 331,250)	( 370,000)
② (節) 計量検定所	607,110	567,000
(内訳) 行政財産使用料	( 607,110)	( 567,000)
合 計	<b>10,071,995</b>	<b>8,330,000</b>

(※) 内訳の金額は、申請書貼付の収入証紙の金額であり、決算額 (収入証紙売払金額) とは合わない。

2. 歳出 (人件費を除く) (款) 商工観光労働費 (項) 商工業費 (目) 計量検定費

(単位：円)

区 分	平成30年度決算額	令和元年度予算額
報 償 費	5,106	14,000
旅 費	644,716	1,251,000
需 用 費	5,865,226	5,146,000
(内訳) 食 糧 費	( 0)	( 0)
その他需用費	( 5,865,226)	( 5,146,000)
役 務 費	1,953,229	2,498,000
(内訳) その他役務費	( 1,935,879)	( 2,469,000)
委 託 料	7,223,816	9,820,000
使用料および賃貸料	1,435,110	1,883,000
工事請負費	0	0
備品購入費	0	541,000
負担金補助および交付金	48,200	83,000
補償補てんおよび賠償金	0	5,000
公 課 費	8,200	23,000
合 計	<b>16,585,537</b>	<b>21,264,000</b>

## 5 検定検査用具類

(平成31年4月1日現在)

基準器等の種類		型式または能力	数 量	
長さ計	基準器	基準巻尺	全長 5m 一目盛 10cm	1
		タシメーター装置検査用基準器	表す量 2,000mm	2
質量計	基準器	特級基準分銅(OIML E2相当)	表す量 1mg ~ 20kg	1組
		特級基準分銅	表す量 1mg ~ 20kg	1組
		一級基準分銅	表す量 1mg ~ 1kg	1組
			表す量 10kg	1組
	表す量 1mg ~ 5kg		1組	
	表す量 20kg		1組	
	設	質量比較器(電子天びん)	ひょう量 6.1g 目量 0.001mg	1
			ひょう量 610g 目量 0.01mg	1
			ひょう量 26.1kg 目量 1mg	1
			ひょう量 32.1kg 目量 100mg	1
			ひょう量 1.1t 目量 0.5g	1
		電気抵抗線式はかり	ひょう量 1kg 目量 1g・2g	8 6
	音叉振動式はかり	ひょう量 300g 目量 0.01g	1	
		ひょう量 3kg 目量 0.1g	1	
		ひょう量 6kg 目量 0.2g	1	
備	実用基準分銅	表す量 50g ~ 2kg (一級、二級、増おもり型)	6組	
		表す量 1kg~20kg (一級、二級、枕型)	2組	
		表す量 1mg~ 1kg (一級、二級、板状・円筒形)	2組	
		表す量 1kg~ 5kg (二級、円筒形)	1組	
		表す量 1kg~ 5kg (二級、枕型鎖付)	1組	
		表す量 500kg (二級、枕型)	9 6	
		表す量 1t (二級、枕型)	1 2	
		表す量 20kg (三級、枕型)	1 4 8	
		表す量 20kg (三級、枕型鎖付)	2	
		表す量 100g ~500g (一級、円筒型)	1組	
		懸垂式はかり検査用 (三級、200kg用)	1組	
連鎖式分銅 (二級、150kg用)	1組			
	分銅収納バスケット (500kg収納用)	4個		
エアバランサー	能力 30kg	1		

基準器等の種類		型式または能力	数 量	
温 度 計	基 準 器	基準ガラス製温度計	-20℃～105℃ 目量 0.5℃	1
		-23℃～108℃ 目量 0.5℃	1	
		- 6℃～ 41℃ 目量 0.5℃	1	
		- 2℃～ 52℃ 目量 0.1℃	1	
		48℃～102℃ 目量 0.1℃	1	
		35℃～ 45℃ 目量 0.1℃	1	
		-20℃～ 10℃ 目量 0.05℃	2	
		10℃～ 40℃ 目量 0.05℃	2	
		40℃～ 70℃ 目量 0.05℃	1	
		-56℃～ 0℃ 目量 0.1℃	1	
	-10℃～ 50℃ 目量 0.1℃	1		
設 備	エアーコンプレッサー		1	
	氷削機		1	
体 積 計	基 準 器	液体メーター用基準タンク	全量 5. 1L 10. 4L 21L 50L 100L 200L	各 1 1
		基準フラスコ	全量 10L 5L 2L 1L 200mL 100mL	各 1 1
		基準ビューレット	全量 500mL 200mL 100mL	各 1
圧 力 計	基 準 器	基準液柱型圧力計	0～200kPa 目量 0. 5kPa	1
		0～102kPa 目量 0. 5kPa	1	
	基準重錘型圧力計	2MPa ～ 50MPa	1	
		0. 1MPa ～ 5MPa	1	
		5MPa ～ 100MPa	1	
密 度 計	基 準 器	液化石油ガス用基準浮ひょう	0. 5 ～ 0. 65g/cm <sup>3</sup> 0. 002g/cm <sup>3</sup>	1
		0. 47 ～ 0. 57g/cm <sup>3</sup> 0. 001g/cm <sup>3</sup>	1	
		石油用基準密度浮ひょう	0. 750 ～ 0. 850g/cm <sup>3</sup> 0. 0005g/cm <sup>3</sup>	1 組
比 重 計	基 準 器	基準比重浮ひょう	0. 65 ～ 2. 00 0. 0005	1 組
		基準重ボーメ度浮ひょう	0 ～ 70重ボーメ度 0. 05重ボーメ度	1 組

## 第 2 業 務 概 要

### 1 計量関係事業の届出、登録、指定

#### (1) 特定計量器の製造・修理・販売事業の届出

特定計量器の製造事業を行う者は経済産業大臣に、修理又は販売の事業を行う者にあつては都道府県知事に届出をするよう定められている。

平成31年4月1日現在の届出製造事業者数・修理事業者数の事業区分ごとの内訳は以下のとおりである。

特定計量器の種類	特定計量器の分類	製造事業者数	修理事業者数
タクシメーター		0	5
質量計	質量計第一類	5	4
	質量計第二類	3	3
	分銅等	3	2
	自重計	1	8
	ホッパースケール	5	2
	充填用自動はかり	6	2
	コンベヤスケール	3	1
	自動捕捉式はかり	2	1
	その他の自動はかり	5	1
	小計	33	24
温度計	ガラス製温度計	1	0
	ガラス製体温計	0	0
	抵抗体温計	1	0
	小計	2	0
皮革面積計		0	0
体積計	水道メーター第一類	1	0
	水道メーター第二類	1	0
	温水メーター	0	0
	自動車等給油メーター	1	1
	小型車載燃料油メーター	1	1
	大型車載燃料油メーター	1	0
	微量燃料油メーター	0	0
	定置燃料油メーター等	1	0
	液化石油ガスメーター	1	1
	ガスメーター第一類	0	0
	ガスメーター第二類	0	0
	排ガス積算体積計等	0	0
	排水積算体積計等	1	0
	量器用尺付タンク	0	0
	小計	8	3
密度浮ひょう等		0	0
耐圧浮ひょう型密度計		0	0
圧力計	圧力計第一類	1	0
	圧力計第二類	1	3
	血圧計第一類	2	0
	血圧計第二類	1	0
	小計	5	3
積算熱量計		0	0
照度計		0	0
騒音計		0	0
振動レベル計		0	0
濃度計	濃度計第一類	2	0
	濃度計第二類	0	0
	濃度計第三類	0	0
	小計	2	0
合計		29	28



### 販売事業者（滋賀県知事 届出）

特定計量器のうち質量計（非自動はかり、分銅及びおもり）の販売を行う者は、知事への届出が必要である。

平成31年4月1日現在、販売事業者は256者で454事業所がある。

### （２）計量証明事業の登録

質量、濃度、音圧レベル等を測定し、その結果に関して、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を数値を伴って表明する事業を行う者は、事業区分に従い都道府県知事の登録を受けなければならない。なお、平成31年4月1日現在の登録状況は次に示すとおりである。

#### 計量証明事業登録者数

事業区分	質量計	濃度		音圧レベル	振動加速度レベル	特定濃度	
		大気	水又は土壌			大気	水又は土壌
事業所数	52	13	24	9	9	2	2
		25				2	
事業者実数	42	27					

### （３）計量士の登録

計量士になろうとする者が経済産業大臣あてに提出する「登録申請書」等を受理し、大臣に進達を行う。また、計量士になる資格の認定を得ようとする者が提出する「計量士資格認定申請書」を受理し、計量行政審議会長に送付する。

#### 計量士登録等の取扱件数

	一般計量士	環境計量士 (濃度)	環境計量士 (騒音・振動)	計量士 資格認定	合計
平成30年度	2	5	1	0	8
平成29年度	4	4	1	2	11
平成28年度	4	13	1	1	19
平成27年度	6	9	0	2	17
平成26年度	0	9	2	0	11
平成25年度	4	5	2	0	11
平成24年度	4	10	3	2	19
平成23年度	8	7	2	1	18
平成22年度	6	12	3	1	22

#### (4) 適正計量管理事業所の指定

特定計量器を使用し、計量管理を自主的に行っている事業所は、経済産業大臣又は都道府県知事の指定を受けることができる。なお、平成31年4月1日現在で滋賀県内で指定を受けた事業所数は、業種別に次のとおりである。

##### ◎滋賀県知事指定

業種	鉱工業 製造業	百貨店	スーパー	運輸業	郵便事業	その他	計
事業所数	43	2	90	10	261	20	426

※鉱工業・製造業の内、1件は計量証明事業者

#### (5) 指定製造事業者の指定

経済産業大臣が、優れた品質管理能力を有すると認めた製造事業者については、自らが計量法に基づく基準適合証印を付すことが出来ることとなっている。

本県の指定製造事業者は質量計第一類が1事業者、濃度計第一類が1事業者の計2事業者である。

#### (6) 特殊容器製造事業者の指定

特殊容器（透明又は半透明の容器であって経済産業省令で定めるもの）の製造を行おうとする者は、事業所ごとに都道府県知事の指定を受けるよう定められている。

本県の特殊容器指定製造者は1事業者である。

#### (7) 計量関係事業の届出、登録、指定の状況

平成30年度に行った登録・指定等の実績については、次のとおりである。

	平成30年度の処理件数		
	新規	廃止	手数料金額（円）
製造事業者	0	0	—
修理事業者	0	0	—
販売事業者	0	0	—
計量証明事業者	3	1	158,400
適正計量管理事業所	1	0	2,510

※適正計量管理事業所の手数料金額については、指定の検査手数料を含む。

## 2 検 定 業 務

### (1) 検定の概要

取引や証明に使用する特定計量器は、原則として検定を受け、これに合格したものでなければ使用することができないこととなっている。

検定は、特定計量器の種類や型式の有無により経済産業大臣、都道府県知事が行っており、また、電気計器は日本電気計器検定所が、環境測定用などに使用される特定計量器は指定検定機関である一般財団法人日本品質保証機構が、主体となって検定を実施している。

過去3年間の検定検査の実績は次のとおりである。

#### 平成30年度検定等種類別手数料

区 分	タクシメーター	質 量 計	温 度 計	体 積 計	圧 力 計	総 計
手 数 料	1,036,000	1,318,830	0	1,421,360	169,160	3,945,350

(単位：円)

#### 最近3カ年の検定(検査)実績

種 類		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		個 数	不合格数	個 数	不合格数	個 数	不合格数
タクシメーター装置検査		1,413	22	1,423	23	1,480	18
質 量 計	電気式はかり※1	1,038	1	715	0	687	0
	その他の手動式はかり	0	0	0	0	0	0
	手動指示併用はかり	0	0	0	0	0	0
	ばね式指示はかり※2	2	0	0	0	0	0
	その他の指示はかり	0	0	0	0	0	0
	分 銅	0	0	0	0	0	0
	計	1,040	2	715	0	687	0
抵抗体温計		0	0	0	0	0	0
体 積 計	水道メーター	44	0	73	0	85	0
	燃料油メーター	842	5	572	0	594	2
	液化石油ガスメーター	17	0	10	0	7	0
	計	903	5	655	0	686	2
圧 力 計	アネロイド型圧力計	1,356	0	2,056	2	1,662	0
	アネロイド型血圧計	0	0	0	0	0	0
	計	1,356	0	2,056	2	1,662	0
総 計		4,712	29	4,849	25	4,515	20

※1 平成27年4月1日の計量法改正により、平成27年7月1日以降は「電気抵抗線式はかり」「誘電式はかり」「電磁式はかり」については「電気式はかり」に統一。

※2 平成27年4月1日の計量法の改正により、平成27年7月1日以降は「ばね式はかり」を「ばね式指示はかり」に改める。

**【主な特定計量器の検定証印の有効期間】**

タクシーメーター	1年
ガス（都市ガス、プロパンガス）メーター	10年
水道メーター	8年
燃料油（自動車等給油）メーター	7年
液化石油ガスメーター	4年
積算熱量計	8年
電力量計（家庭用普通電力量計）	10年
振動レベル計	6年

**（２） タクシーメーターの装置検査**

平成30年度の検査実績は1,480台であり、昨年度に比べて約4%増加した。

なお、本県では装置検査に合格したタクシーメーターには見やすい箇所に有効期限シールを貼付し、使用者および利用者にも注意の喚起に努めている。

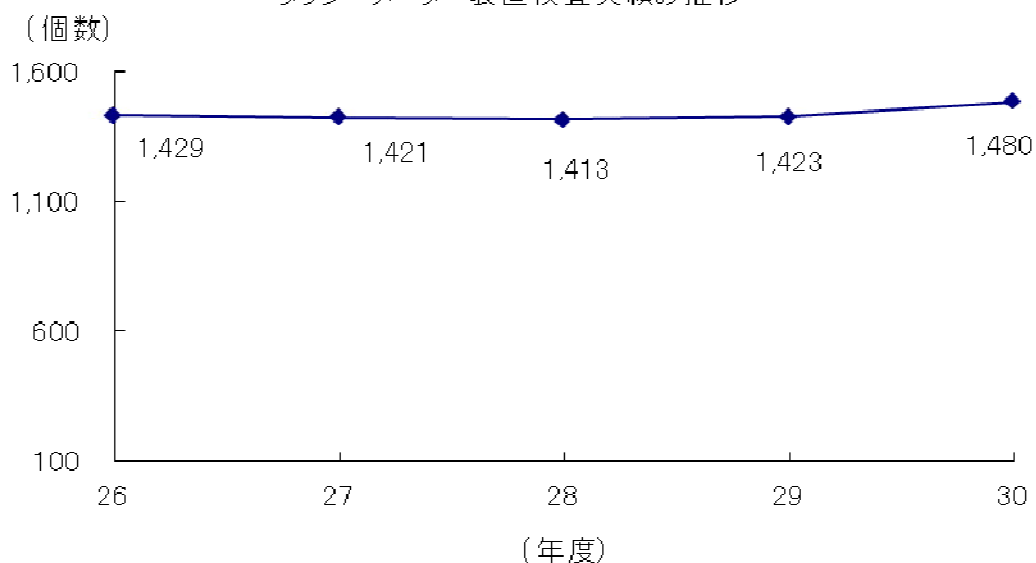
タクシーメーター装置検査



タクシーメーターの有効期限シール  
(令和元年度から有効期間の表記を西暦に変更した。)

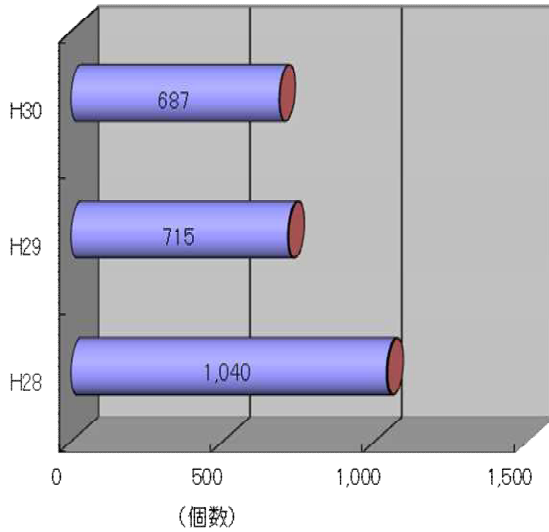


タクシーメーター装置検査実績の推移



### (3) 質量計

質量計の検定は、下図のように、電気式はかりがそのほとんどを占めている。総個数については、平成30年度は対前年度と比べると約4%減少した。



質量計種類別検定実績 (単位:個)

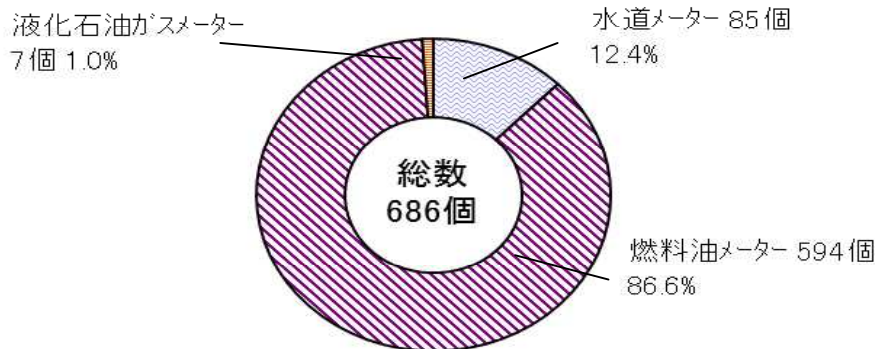
年度	H28	H29	H30
電気式はかり	1,038	715	687
その他手動はかり	0	0	0
ばね式指示はかり	2	0	0
合計	1,040	715	687

### (4) 体積計

検定は、下図に示すとおり燃料油メーターが総個数の大半を占めている。

なお、本県では燃料油メーターの見やすい箇所に検定有効期限シールを貼って、使用者および利用者にも注意を喚起している。有効期間7年用のシールは燃料油メーターのうち自動車等給油メーターに、有効期間5年用のシールはそれ以外の燃料油メーターに貼付している。

体積計の種類別検定個数および比率



検定有効期限シール

(令和元年度から有効期間の表記を西暦に変更した。)



有効期間5年用



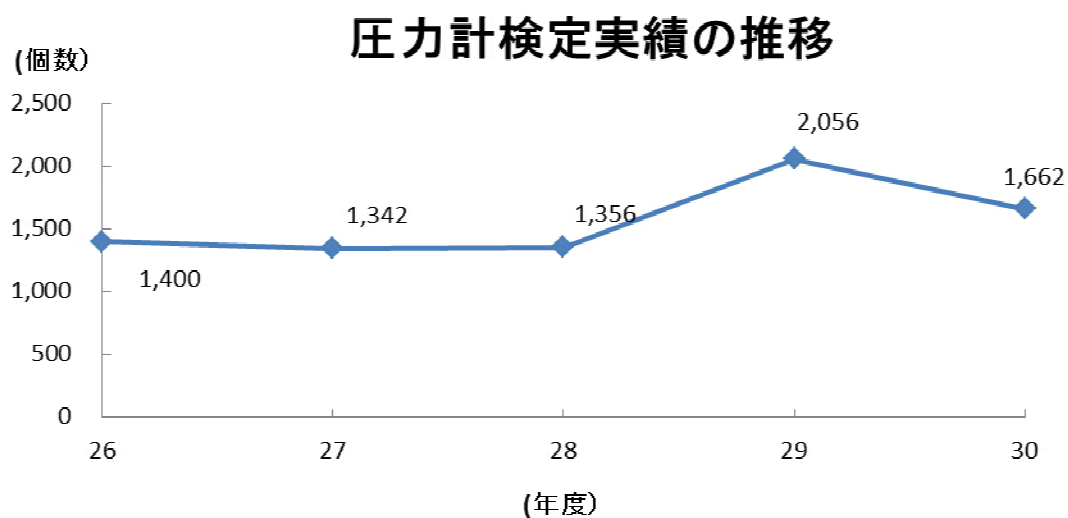
有効期間7年用

燃料油メーター検定



### (5) 圧力計

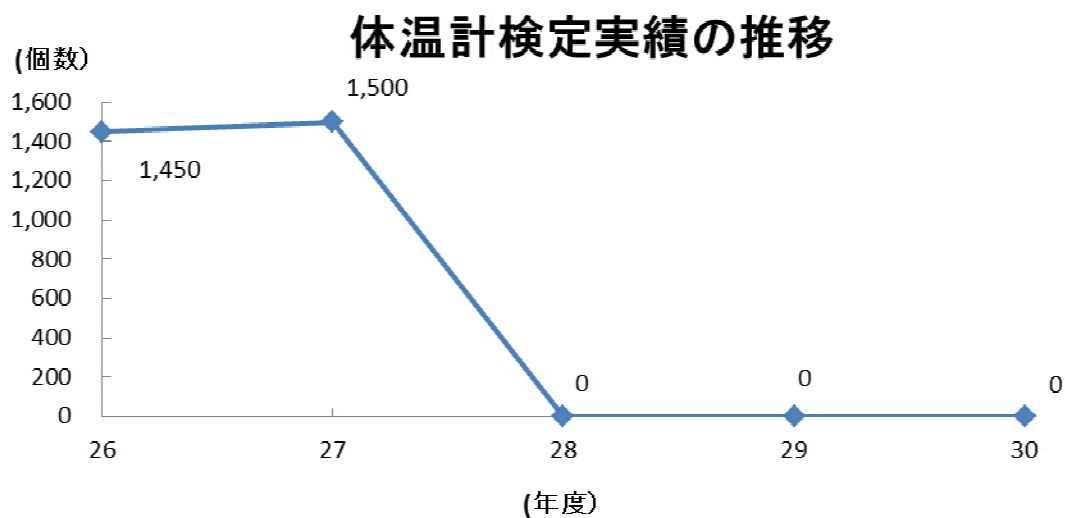
アネロイド型圧力計の検定実績の推移は、以下のとおりである。



### (6) 温度計

抵抗体温計の検定実績の推移は、以下のとおりである。

(県内の体温計製造事業者は存在するが平成28年度から検定実績なし。)



### 3 基準器検査

基準器は、検定、検査に用いる器具、機械又は装置である。また、製造、修理事業者等においては、製品の検査設備として用いられている。

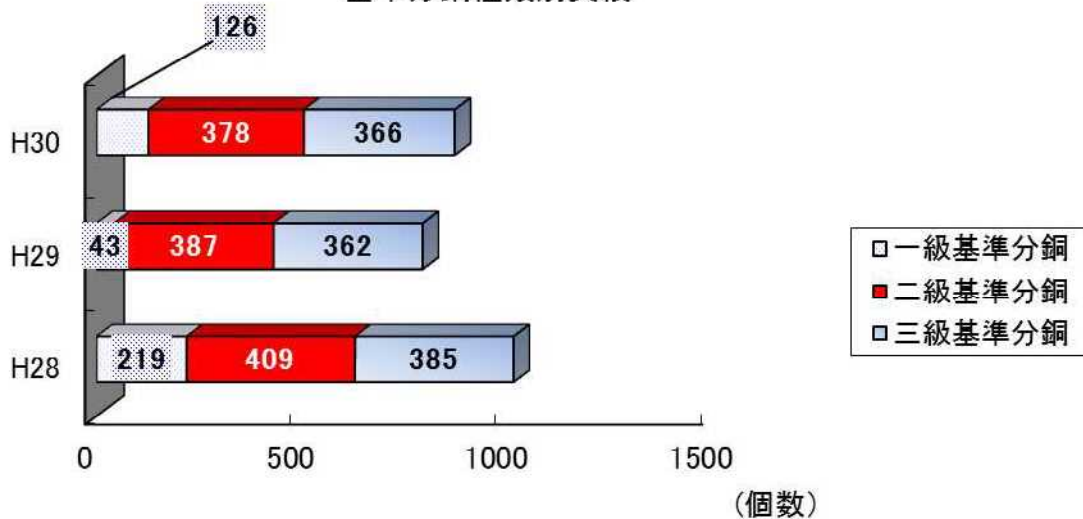
基準器は、種類により経済産業大臣又は都道府県知事が検査を行い、これに合格したものについては基準器検査証印が付される。

過去3年間に本県が行った基準器検査実績は、次のとおりである。

基準器検査実績

種 類	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数
基準はかり	0	0	0	0	0	0
一級基準分銅	219	1	43	0	126	0
二級基準分銅	409	0	387	0	378	2
三級基準分銅	385	0	362	0	366	1
液体メーター用基準タンク	3	0	0	0	3	2
タクシメーター装置検査用基準器	0	0	2	0	1	0
計	1,016	1	794	0	874	5

基準分銅種類別実績



## 4 定期検査等

### (1) 特定計量器定期検査

取引や証明に使用するはかりは、精度維持のため2年に1回の定期検査が義務づけられている。本県では、小型はかり（ひょう量500kg以下）と大型はかり（ひょう量500kg超）に分けて定期検査を実施している。

なお、一般社団法人滋賀県計量協会が指定定期検査機関として知事の指定をうけ、小型はかりは平成11年度から、大型はかりは平成13年度から定期検査業務を実施している。

また、大津市の地域にあつては、特定市である大津市が定期検査業務を実施している。

### (2) 定期検査に代わる計量士による検査

都道府県知事または特定市町村の長が行う定期検査に代わり、計量について専門的な知識と技術を持つ計量士が、取引または証明に使用するはかりの検査を行い、合格したものを当該知事等へ届出することにより定期検査が免除される制度である。

#### 平成30年度定期検査等実施状況（小型はかり・種類別）

		定期検査		計量士による検査	
		検査個数	不合格数	検査個数	不適合数
手動はかり	手動天びん	0	0	0	0
	棒はかり	0	0	1	0
	等比皿手動はかり	1	0	0	0
	不等比皿手動はかり	9	0	3	0
	台手動はかり	92	1	36	0
指示はかり	円周指示はかり	254	1	88	1
	直線指示はかり	5	0	2	0
	手動指示併用はかり	2	0	1	0
	振り子式はかり	0	0	0	0
電気式はかり		413	11	522	12
小計		776	13	653	13
分銅・おもり	分銅	8	0	5	0
	定量おもり	0	0	1	0
	定量増おもり	504	0	199	0
小計		512	0	205	0
合計		1,288	13	858	13

#### 平成30年度定期検査等実施状況（大型はかり・種類別）

		定期検査		計量士による検査	
		検査個数	不合格数	検査個数	不適合数
はかり	台手動はかり	2	0	7	0
	その他のはかり	1	0	5	0
	電気式はかり	96	1	79	0
小計		99	1	91	0
定量増おもり		7	0	0	0
合計		106	1	91	0



平成30年度定期検査（小型はかり）市町別内訳（指定定期検査機関分）※1

市町名	受検者数	非自動はかり		分銅・おもり		合計		不合格率 (%)
		合格	不合格	合格	不合格	合格	不合格	
総合計	431	763	13	512	0	1,275	13	1.0
長浜市※2	66	111	3	114	0	225	3	1.3
守山市	32	47	0	47	0	94	0	0.0
甲賀市	145	285	4	150	0	435	4	0.9
湖南市	49	86	3	22	0	108	3	2.7
米原市	58	103	1	86	0	189	1	0.5
愛荘町	37	55	1	32	0	87	1	1.1
豊郷町	17	30	1	30	0	60	1	1.6
甲良町	11	17	0	3	0	20	0	0.0
多賀町	16	29	0	28	0	57	0	0.0

※1 掲載以外の市町地域については、西暦の奇数年ごとに実施。

※2 長浜市のうち、旧伊香郡の地域。

※3 大津市の地域にあっては、特定市である大津市が実施している。

最近3カ年の定期検査等の検査個数（小型はかり）

	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	定期検査	計量士による検査	定期検査	計量士による検査	定期検査	計量士による検査
非自動はかり	792	794	1,211	1,871	776	653
分銅・おもり	602	306	975	544	512	205
合計	1,394	1,100	2,186	2,415	1,288	858

最近3カ年の定期検査等の検査個数（大型はかり）

	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	定期検査	計量士による検査	定期検査	計量士による検査	定期検査	計量士による検査
非自動はかり	95	79	142	93	99	91
分銅・おもり	18	0	63	0	7	0
合計	113	79	205	93	106	91

### (3) 計量証明検査

計量証明事業に使用する特定計量器は、政令で定める期間ごとに知事または指定計量証明検査機関が行う検査を受けなければならない。質量計の検査は、平成13年度から指定計量証明検査機関である一般社団法人滋賀県計量協会が実施している。

#### 最近3年間の計量証明検査実績

種 類		平成28年度	平成29年度	平成30年度
質 量	台手動はかり	0(0)	0(0)	0(0)
	振子式はかり	1(1)	0(0)	0(0)
	電気抵抗線式はかり	14(1)	11(0)	13(0)
濃 度	ガラス電極式水素イオン濃度指示計	0(0)	9(0)	19(0)
	ジロニア式酸素濃度計	5(0)	0(0)	3(0)
	磁気式酸素濃度計	3(1)	0(0)	6(0)
	非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計	3(0)	0(0)	4(0)
	非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計	2(0)	0(0)	0(0)
	化学発光式窒素酸化物濃度計	7(1)	0(0)	8(0)
音圧レベル	普通騒音計	0(0)	20(0)	12(0)
	精密騒音計	0(0)	4(1)	5(0)
振動加速度レベル	振動レベル計	17(0)	0(0)	19(0)
合 計		52(4)	44(1)	76(0)

(注1) ( )内は不合格数

(注2) **太字**は指定計量証明検査機関が実施した個数

#### 平成30年度の実施期間および受検者数

特定計量器の種類	実 施 期 間	日 数	受 検 者 数
質 量 計	平成30年 9月18日～ 平成30年12月 4日	8日	13
ガ ス 濃 度 計	平成30年 8月21日～ 平成30年 8月27日	5日	3
P H 計 騒 音 計 振 動 レ ベ ル 計	平成30年10月 4日	1日	11

## 5 立入検査等

計量法第148条に基づく立入検査を実施し、適正計量の確保に努めている。

### (1) 計量関係事業者等立入検査

計量関係事業者等の事業所に立ち入り、計量法に定められている諸規定の実施状況や遵守状況について検査を行い、適正を欠くものについては改善指導を行った。

過去3年間の立入検査実施状況は次のとおりである。

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度
指定製造事業者		2	2	2
製造事業者		0	0	0
修理事業者		4	2	2
販売事業者		—	—	—
計量証明事業者	一般	9	8	9
	環境	6	5	7
適正計量管理事業所		6	6	25
合 計		27	23	45

### (2) 特定計量器立入検査

適正な計量の確保を図るためには、正確な計量器を正しく使用することが大切であることから、特定計量器を取引など業務上に使用している事業所に対し立入検査を行い、不適正な特定計量器や不正な使用方法の排除に努めている。

なお、不適正な特定計量器については改善内容の報告を求め、適正な計量の確保を図っている。

#### 特定計量器立入検査実績

特定計量器の種類	平成28年度				平成29年度				平成30年度			
	立入戸数	検査個数	不適正数	不適正率(%)	立入戸数	検査個数	不適正数	不適正率(%)	立入戸数	検査個数	不適正数	不適正率(%)
燃料油メーター	60	234	41	17.52	45	211	60	28.44	44	236	64	27.12
石油ガスメーター	10	84,141	0	0	6	2,950	0	0	10	47,742	0	0
水道メーター	5	96,263	0	0	6	152,546	73	0.05	3	115,795	65	0.06
タケメーター	5	46	1	2.17	0	0	0	0	9	120	0	0
計	80	180,684	42	0.02	57	155,707	133	0.08	66	163,893	129	0.08

(注) 石油ガスメーターおよび水道メーターの検査個数は、台帳検査による。

#### 平成30年度実施期間

種 類	実 施 期 間	日 数
燃料油メーター	平成30年4月20日 ~ 平成31年2月25日	20日間
石油ガスメーター	平成30年5月15日 ~ 平成31年2月15日	4日間
水道メーター	平成30年10月22日	1日間

### (3) 商品量目立入検査

容器又は包装に内容量が表記されている商品を販売している者に対して、適正計量の周知徹底を図ることを目的に中元期、年末・年始期を中心に立入検査を実施している。

検査内容は、検査対象商品の量目及び表示の確認、使用しているはかりの使用状況等について行っている。なお、平成30年度の商品量目立入検査の結果は、次に示すとおりである。

不適正個数の多かった品目については、風袋設定量の誤りと、主に野菜類の乾燥等による自然減量が原因とみられる量目不足であった。計量器の設置状況等については定期検査の未受検等、不適正な事例を確認した。

量目不足の商品に対しては、立入検査の実施要領に基づき現場指導等を行った。

(注) 量目(りょうもく)・・・商品の内容量のこと。

#### 実施期間等

種 類	実 施 期 間	日 数	検査職員 (延べ人数)
中 元 時 期	平成30年 7月 10日 ~ 平成30年 8月 27日	6日間	10名
年末・年始時期	平成30年12月 17日 ~ 平成31年 3月 1日	5日間	10名

#### 商品量目立入検査成績表(平成30年度)

商 品 名	検査戸数	不適正		検査個数	不適正	
		戸数	率(%)		個 数	率(%)
食肉	11	1	9.1	72	1	1.4
食肉の加工品	1	0	0.0	9	0	0.0
魚介類	8	1	12.5	72	3	4.2
魚介類の加工品	3	0	0.0	10	0	0.0
野菜	10	1	10.0	82	1	1.2
野菜の加工品	-	-	-	-	-	-
果実	2	0	0.0	6	0	0.0
果実の加工品	1	0	0.0	6	0	0.0
調理食品	4	1	25.0	27	3	11.1
茶類	-	-	-	-	-	-
菓子類	-	-	-	-	-	-
精米及び精麦	1	0	0.0	6	0	0.0
穀類(豆類及び粉類)	1	0	0.0	9	0	0.0
その他 食品	-	-	-	-	-	-
合 計	42	4	9.5	299	8	2.7

※戸数は、商品名毎の延数

過去3カ年の商品量目立入検査状況

	平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	検査 個数	不適正 個数	不適正 率(%)	検査 個数	不適正 個数	不適正 率(%)	検査 個数	不適正 個数	不適正 率(%)
食肉	135	10	7.4	117	0	0.0	72	1	1.4
食肉の加工品	32	0	0.0	6	0	0.0	9	0	0.0
魚介類	132	0	0.0	114	3	0.2	72	3	4.2
魚介類の加工品	57	0	0.0	12	3	25.0	10	0	0.0
野菜	171	5	2.9	121	15	12.4	82	1	1.2
野菜の加工品	—	—	—	3	0	0.0	—	—	—
果実	3	0	0.0	—	—	0.0	6	0	0.0
果実の加工品	—	—	—	—	—	—	6	0	0.0
調理食品	189	8	4.2	129	2	1.6	27	3	11.1
茶、コーヒー、ココアの調整品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
菓子類	—	—	—	6	0	0.0	—	—	—
精米及び精麦	—	—	—	—	—	—	6	0	0.0
穀類（豆類及び粉類）	—	—	—	3	0	0.0	9	0	0.0
その他の特定商品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	719	23	3.2	511	23	4.5	299	8	2.7

## 6 計量思想の普及啓発

### (1) 計量記念日事業

11月1日の計量記念日を広く県民に認識していただくために、県内各市町等へ計量記念日ポスターを配布した。

あわせて、11月1日～11月30日において滋賀県庁でキログラムやメートル原器のレプリカおよび計量検定所の仕事紹介パネルなどの展示や、11月1日にはSNS（滋賀県のFacebook）において計量記念日および計量強調月間のPR文を投稿し周知を行った。

また、11月1日には大津市が主催する計量記念日店頭啓発へ参加し、大津市内の商業店舗で啓発物品の配布を行った。

### (2) 消費者に対する普及啓発

消費者に対する普及啓発として、昭和61年度から実施してきた計量モニター事業に代わり、平成15年度からは商品量目試買テスト支援事業を実施している。

この事業は地域の消費者グループ等が自主的に行う商品量目調査に対し、計量検定所が支援・協力し、消費者に商品量目の現状や計量に関する知識を深めてもらうことで、計量思想の普及と消費者保護をはかることを目的としている。

併せて、調査により得られる各種データ、消費者の意見、要望等を計量行政の推進のための資料として活用している。

### (3) 計量教室

子ども達が計量について学び、いろいろなものを「はかる」ことを通して、計量への興味や理解を深めてもらうことを目的に、『しごとチャレンジフェスタ2018』に一般社団法人滋賀県計量協会との共催で出展した。

竜王町総合運動公園（ドラゴンハット）を会場に、11月3日、11月4日の2日間行い、合わせて67人の参加があった。

## 7 計量関係機関等

### (1) 計量特定市（大津市）

大津市は、平成13年4月から特定市の指定を受け、計量法に基づく大津市内の定期検査や立入検査等の業務を行い、適正な計量の確保と計量意識の高揚を図る啓発・指導を行っている。

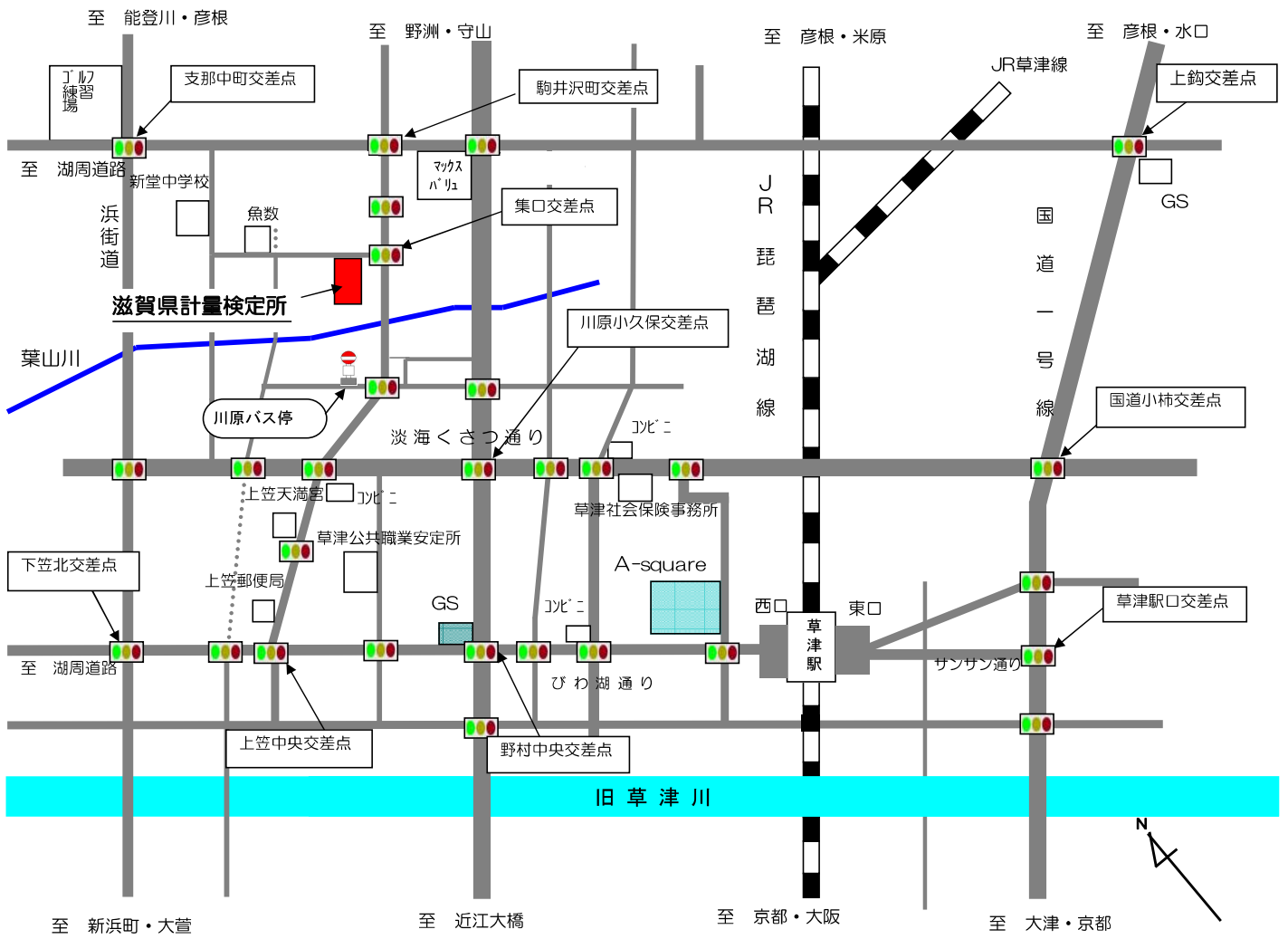
県も特定市の大津市と定期的に事務連絡調整会議を開催するなど、情報の交換や事務処理の統一を図るなど業務の円滑な推進に努めている。

所在地	大津市御陵町3-1
名称	大津市 産業観光部 商工労働政策課
電話	077-528-2754

### (2) 一般社団法人滋賀県計量協会

一般社団法人滋賀県計量協会は、特定計量器製造・修理・販売事業者、適正計量管理事業所、一般計量証明事業者、環境計量証明事業者および計量士等の計量関係事業者で組織する団体であり、会員の知識・技術等の向上と、会員相互の連絡調整をはかるとともに、計量知識と計量観念普及のための活動をしている。

所在地	草津市川原町149番1 (滋賀県計量検定所本館棟 2F)
名称	一般社団法人滋賀県計量協会
電話	077-528-2754
FAX	077-567-3981
ホームページ	<a href="http://www.s-keiryuu.or.jp/">http://www.s-keiryuu.or.jp/</a> (詳しくは、ホームページを参照ください)



## 交通アクセス

- J R 草津駅西口  
まめバス笠縫東常盤線（常盤循環）にて「川原」下車、徒歩5分
- J R 草津駅西口より、徒歩約35分

計量に関する相談は、下記へお問い合わせください。

平成30年(2018年)度	
計 量 行 政 年 報	
作成日	令和元年(2019年)7月
作成者	滋賀県計量検定所
住所	〒525-0022 草津市川原町149-1
電話番号	077-563-3145
F A X 番号	077-563-3393